

HPVワクチン（子宮頸がん予防ワクチン）を自費で受けた方に対する 接種費用の償還払いを開始します

ヒトパピローマウイルス感染症（HPV）を予防するHPVワクチンの積極的勧奨の差控えにより、定期接種の機会を逃した方で、既に自費でHPVワクチンを接種した方に対する接種費用の償還払いを開始します。

1 申請受付期間

令和4年7月20日（水）から令和7年3月31日（月）まで

2 償還払いの対象者

償還払いの対象者は、次のすべてに該当する方です。

- (1) 平成9年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた女性で、令和4年4月1日時点で相模原市に住民登録がある方
- (2) HPVワクチンの定期接種及びキャッチアップ接種（*1）で3回接種をしていない方
- (3) 定期接種（*2）の対象年齢を過ぎて、令和4年3月31日までの間に、定期接種で不足した回数（2価又は4価ワクチン）を日本国内の医療機関において自費で受けた方

3 償還（助成）額

HPVワクチン予防接種にかかった接種費用（ただし、相模原市が実施する予防接種単価（令和4年度は16,770円/1回）が上限となります。）

4 申請方法及び提出書類

申請ができる方は接種者本人です。ただし、申請日時点で、接種者本人が未成年の場合は保護者の方が申請してください。

裏面の提出書類一覧を疾病対策課へ持参又は郵送してください。

【問合せ先】

健康福祉局保健衛生部疾病対策課

電話 042-769-8346

提出書類一覧

提出書類	説明	提出
① ヒトパピローマウイルス感染症 予防接種助成金交付申請書	様式は、市ホームページに掲載します。	必須
② 接種費用の支払いを証明する書類	領収書、明細書、支払証明書等 ※ 原本に限ります。紛失した場合等、提出は任意です。	任意
③ 接種履歴が確認できる書類 (ア～ウのいずれか1点)	ア 母子健康手帳の予防接種の記録欄の写し、予診票の写しなど イ 接種日や回数を確認できる領収書、明細書 ウ ヒトパピローマウイルス感染症予防接種助成金交付申請書用証明書(様式は市ホームページに掲載します)	必須
④ 本人確認書類(郵送申請の場合) 被接種者の氏名・住所・生年月日が確認できる書類の写し	申請者と被接種者が異なる場合は双方のもの	必須
⑤ ヒトパピローマウイルス感染症 予防接種助成金交付請求書	助成金支払のための請求書 ※ 交付決定後に提出	必須

※「接種履歴が確認できる書類」を用意できない場合は、接種医療機関に「ヒトパピローマウイルス感染症予防接種助成金交付申請書用証明書」の作成を依頼し、提出してください。

*1 HPVワクチンのキャッチアップ接種

HPVワクチンの積極的勧奨の差控えにより接種機会を逃した方に対して公平な接種機会を確保する観点から、積極的勧奨を差し控えている間に定期接種の対象であった平成9年度から平成17年度までに生まれた女性を対象に、令和7年3月末まで、不足回数の接種を実施している予防接種です。

*2 HPVワクチンの定期接種

子宮頸がんの原因となるヒトパピローマウイルスの感染を予防するための予防接種です。定期接種の対象者は、小学6年生から高校1年生相当までの女性で、標準的な接種期間は中学1年生相当です。接種回数は3回で、接種完了には約半年かかります。

平成25年4月から予防接種法に基づく定期接種となりましたが、全国的に健康被害の報告があり、同年6月から積極的勧奨が差し控えられました。その後、HPVワクチンの安全性について、特段の懸念が認められないことが確認され、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回るとして、令和3年11月から積極的勧奨が再開されました。